明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則の一部を改正する省令（国土交通一）　一
〔告　示〕
○国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示（財務二～八）　六
○国債の発行等に関する省令第六条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示（同九～一一）　三
○個人向け国債の発行等に関する省令第四条第十四項の規定に基づき発行した個人向け国債の発行条件等を告示（同一二）　三
○政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示（同一三～一七、二〇）　四
○国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示（同一八）　七
○国債の発行等に関する省令第七条第三項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示（同一九）　七
○登録電子海図情報表示装置講習の必要履修科目の講習時間等の講習の内容、講習の方法等の基準を定める件（国土交通二五）　二六
〔官庁報告〕
法　務
司法修習生の修習を終えた者（最高裁判所）　二九
国家試験
土地家屋調査士試験合格者（法務省）　三三
〔公　告〕
諸　事　項
裁判所
破産、免責、再生関係　三四
特殊法人等
独立行政法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人国際協力機構有償資金協力勘定平成二十五事業年度上半期決算、東日本高速道路株式会社料金の額及び徴収期間の変更、平成二十五年度マンション管理士試験合格者、司法書士名簿登録等、厚生年金基金解散・清算人就任関係　四六
地方公共団体
行旅死亡人、公示送達関係　八三
会社その他
会社決算公告　八四

省　令

○国土交通省令第一号

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第五条第二項及び第六項、第七条の二第三項（同法第二十三条の十一において準用する場合を含む。）及び第五項（同法第二十三条の十一において準用する場合を含む。）、第二十八条の二並びに第二十九条の四の規定に基づき、船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年一月十日

国土交通大臣　太田　昭宏

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則の一部を改正する省令

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項に次の一号を加える。

四　第四条第五項の規定による限定がされていない海技免許を申請する者にあつては、第四条の四の講習の課程を修了したことを証明する書類

第四条に次の一項を加える。

5　法第五条第六項の規定による限定は、海技士（航海）に係る海技免許につき、電子海図情報表示装置（船舶設備規程（昭和九年逓信省令第六号）第百四十六条の十の二に規定する電子海図情報表示装置をいう。以下同じ。）についての知識及び技能に応じ、電子海図情報表示装置を有しない船舶について行う。

第四条の二の見出しを「（履歴限定等の解除等）」に改め、同条第一項中「履歴限定の解除」を「履歴限定の解除等」に、「履歴限定解除（変更）申請書」を「海技免許限定解除（変更）申請書」に改め、同条第三項中「解除」の下に「等又は能力限定の解除」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　前条第五項の規定による限定（以下「能力限定」という。）を受けた者であつて、その能力限定の解除を申請するものは、第三号様式による海技免許限定解除（変更）申請書に、第四条の四の講習の課程を修了したことを証明する書類を添えて、国土交通大臣に提出しなければならない。

第四条の三の次に次の十九条を加える。

（登録電子海図情報表示装置講習）

第四条の四　能力限定の解除を申請する者は、電子海図情報表示装置を使用するために必要な事項に関する知識及び技能を習得させるための講習（以下「電子海図情報表示装置講習」という。）であつて次条及び第四条の六の規定により国土交通大臣の登録を受けたもの（以下「登録電子海図情報表示装置講習」という。）を行う者（以下「登録電子海図情報表示装置講習実施機関」という。）が行うものの課程を修了していなければならない。

（電子海図情報表示装置講習の登録）

第四条の五　前条の登録は、電子海図情報表示装置講習を行おうとする者の申請により行う。

2　前条の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、登録を受けようとする者の住所地を管轄する地方運輸局を経由して国土交通大臣に提出しなければならない。

一　登録を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　登録を受けようとする者が電子海図情報表示装置講習の実施に関する事務を行おうとする事務所の名称及び所在地

三　登録を受けようとする者が電子海図情報表示装置講習の実施に関する事務を開始する日

3　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　登録を受けようとする者が法人である場合には、次に掲げる事項を記載した書類

イ　定款又は寄附行為及び登記事項証明書

ロ　役員の氏名、住所及び経歴を記載した書面